

## 岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金交付要綱

### (総則)

第1条 知事は、医療的ケア児者及び重症心身障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）とその家族が県内どこでも安心して生活できるよう、在宅で医療的ケア児等の子育てや介護を行う家族の負担軽減のために実施される短期入所（レスパイトサービス）の整備及び充実や、障害者等の緊急時の受入れ体制の確保等を図るため、予算の範囲内において市町村（岡山市を除く。以下同じ。）に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「障害者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項及び第2項に規定する障害者又は障害児をいう。

2 この要綱において「医療的ケア児者」とは、人工呼吸器等の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害者等をいう。

3 この要綱において「重症心身障害児者等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 重症心身障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児

(2) 重症心身障害者 次に掲げる要件の全てに該当する障害者又はこれに相当すると市町村が認める障害者

ア 療育手帳の障害の程度がAに該当すること。ただし、身体障害との合併により、当該障害の程度に判定されている場合を除く。

イ 身体障害者手帳（肢体不自由）の等級が1級又は2級に該当すること。ただし、肢体不自由以外の身体障害との合算により、当該等級に認定されている場合を除く。

ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」が「全面的な支援が必要」に該当すること。

(3) 療養介護対象者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）別表第5の1の注1の(1)及び(2)に規定する療養介護の対象者

(4) 遷延性意識障害者等 報酬告示別表第7の1の注7に規定する障害者等

4 この要綱において「短期入所事業所」とは、法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を行う法第29条第1項の規定による指定を受けた事業所をいう。

- 5 この要綱において「医療型短期入所事業所」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院において、短期入所を行う短期入所事業所をいう。
- 6 この要綱において「福祉型短期入所事業所」とは、医療型短期入所事業所以外の短期入所事業所をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、県内に所在する短期入所事業所に対し、市町村が実施する、次の各号に掲げる事業とする。

（1）医療的ケア児等の短期入所に係る補助事業

医療的ケア児等が短期入所を利用した場合に、当該医療的ケア児が居住する市町村が、当該利用日数（以下「利用日数」という。）に応じて補助を行う事業

（2）緊急の場合の短期入所に係る補助事業

居宅において障害者等の子育てや介護を行う者が、急病等の理由により緊急に短期入所を利用した場合に、その受入れ回数（以下「利用回数」という。）に応じて補助を行う事業

（補助金の算定方法）

第4条 知事が市町村に交付する補助金の額は、次の各号によるものとする。

（1）医療的ケア児等の短期入所に係る補助事業については、表1の短期入所事業所の区分に応じ、補助基準額に利用日数を乗じた額に補助率を乗じて得た額とし、当該額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額とする。

（2）緊急の場合の短期入所に係る補助事業については、表2の補助基準額に利用回数を乗じた額に補助率を乗じて得た額の合計額とし、当該額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額とする。なお、当該利用が医療的ケア児等によるもの場合は、前号の補助額と併給することができる。

2 前項の規定による補助金の額の算出に当たっては、次の各号によるものとする。

（1）補助基準額は、表1にあつては利用日数1日につき、表2にあつては利用回数1回につき市町村が短期入所事業所に対して補助する場合の基準額である。

（2）市町村が短期入所事業所に対して各表に定める補助基準額を超えて補助する場合は表に定める補助基準額を、表に定める補助基準額に満たない額を補助する場合はその額を補助基準額として補助金額を算出する。

（3）同一の年度（4月に始まり翌年3月に終わる年度をいう。以下同じ。）における同一の対象者の利用日数又は利用回数の上限については、それぞれ表1及び表2に定めるとおりとする。

(表1：医療的ケア児等の短期入所に係る補助事業)

短期入所事業所の区分	対象	補助基準額	利用日数上限	補助率
医療型	重症心身障害児者等	12,000円 ※ただし、この要綱の施行後、平成30年度までの間に短期入所事業所の指定を受けた事業所にあつては、当該指定の年度から5か年度の間は、18,000円	年間60日	2分の1
福祉型	重症心身障害児者等	5,000円	年間60日	2分の1
	医療的ケア児者	7,000円		
	重症心身障害児者等かつ医療的ケア児者	12,000円		

(表2：緊急の場合の短期入所に係る補助事業)

短期入所事業所の区分	対象	補助基準額	利用回数上限	補助率
医療型 福祉型	障害者等	7,000円	6回	2分の1

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ期限)

第6条 補助金の交付を申請した市町村は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して20日以内に申請の取下げをすることができる。

(補助金の交付の条件)

第7条 知事は、市町村に補助金を交付する場合は、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならないこと。

(補助金の変更交付申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた市町村（以下「補助事業市町村」という。）は、規則第10条の規定により、補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更の承認を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の承認に対し、必要な条件を付することができるものとする。

3 第1項ただし書の軽微な変更とは、補助対象事業の総額の20%以内の減額の場合をいう。

（中止又は廃止承認申請）

第9条 補助事業市町村は、補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（報告等）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業市町村に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

（1）補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき。

（2）補助事業市町村がこの要綱の規定に違反したとき。

（3）補助事業市町村が補助の対象とする短期入所事業所が、法に基づく勧告、命令等の措置を受ける等、その運営が著しく適正を欠いていると認められるとき。

（実績報告）

第12条 補助事業市町村は、補助事業が完了したとき（第9条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業実績報告書（様式第4号）に係属書類を添えて、補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第13条 補助事業市町村は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助金に係る調書等の保存年限）

第14条 補助事業市町村は、補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書及

び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

様式第1号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

岡山県知事 殿

市町村長

印

年度岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金交付申請書

年度岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金の交付を受けたいので、岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 年度岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金所要額調書  
(別紙1-1、1-2)
- (2) 年度岡山県短期入所サービス拡大促進事業実施計画書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (4) その他参考資料

岡山県知事 殿

市町村長 印

年度岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付の決定があった岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金に係る事業を次のとおり変更したいので、岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更交付申請額 金 円

4 交付申請額の増減

既交付決定額 金 円

変更交付申請額 金 円

差引増減額 金 円

5 添付書類

- (1) 年度岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金所要額調書  
(別紙1-1、1-2)
- (2) 年度岡山県短期入所サービス拡大促進事業実施計画書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (4) その他参考資料

様式第3号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

岡山県知事 殿

市町村長

印

年度岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付の決定があった岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金に係る事業を次のとおり中止（廃止）したいので、岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

3 補助金既交付決定額 金 円



様式第4号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

岡山県知事 殿

市町村長

印

年度岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金事業実績報告書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付の決定があった岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金の事業実績について、岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金既交付決定額	金	円
2 補助金精算額	金	円
3 補助金確定予定額	金	円

4 添付書類

- (1) 年度岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金精算書  
(別紙3-1、3-2)
- (2) 年度岡山県短期入所サービス拡大促進事業実施状況報告書（別紙4）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (4) その他参考資料（支出を証する書類等）

